

2021年9月25日

(自治体)様

(国民大運動行委員会、または自治体キャラバン実行委員会)

(住所)

Tel●●(●)●●/Fax●●(●)●●

鳥取県社会保障推進協議会

会長 藤田 安一

鳥取市末広温泉町 571

Tel0857(29)3598/Fax0857(20)2143

要 請 書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

私たちは、鳥取県内の全市町村に対し、住民の実情や要望を踏まえ、医療や介護、くらしに関わる課題をお伝えする活動を行っております市民団体です。自治体からのご意見もうかがいながら、命とくらしを守る共通課題を一致させ、施策に反映させていただきたいと考えています。昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の問題に直面するいま、いのちや暮らしをささえる諸制度は、住民にとってまさに命綱となっています。

例年変わらない項目もありますが、以下の事項についてのご検討を要請いたします。

【要請事項】

1. 医療について

(国民健康保険制度について)

- ①国民健康保険料(税)を引き下げてください。
- ②18歳未満の均等割による保険料は免除し、財政負担を国がするよう求めてください。当面、県及び市町村の負担で18歳未満の均等割の免除を行ってください。
- ③保険料(税)滞納者への対応に関しては、生活実態の把握に努め、短期保険証や資格証明書の発行、差押えなどの制裁はしないでください。また、給付制限(国保ドック、限度額認定証、一部負担金減免制度など)を行っている場合は、とりやめてください。
- ④一部負担金の減免制度の年間実績を教えてください。利用者少数の場合は、国保加入者が利用できる基準に見直してください。制度の周知についても、行政や医療機関にポスター、チラシを置くなどして、強化してください。
- ⑤コロナの影響を受けている加入者に関して、保険料の減免制度や傷病手当での創設が実施されていますが、対象要件が実態にあわず、利用できない加入者が発生しています。国保料のコロナ特別減免は前年の収入(給付金をのぞく)を比較するため、圧倒的多数が減免の対象外です。一方、国保料の算定基礎にされる所得は給付金等を加えたもので、国保料はさほど低くなっていません。傷病手当については対象が被用者のみで、フリーランスや事業者などが除かれており、コロナの感染拡大を防ぐ観点からのぞましくない状態です。必要な住民が制度利用できるよう、運用を修正してください。

※岩美町は書き方を変更。運用を変更しているため

(無料低額診療事業・低所得者向け負担軽減の手立てについて)

現在、県内のいくつかの医療機関が、低所得者向けの無料低額診療事業を行っていますが、低所得者の受診のハードルを下げる手立てや制度の周知が必要です。そこで、以下の点を要請します。

- ①保険薬局では同事業が行えないため、病院・診療所で無低が適用されても薬代が低減できず、薬物療法が受けづらい実態があります。自治体独自で無料低額診療利用者の薬代助成制度を創設してください。あわせて国に対し、薬局でも無料低額診療が実施できる制度変更を働きかけてください。
- ②公立病院においても、低所得者向けの負担軽減の制度を検討してください。
- ③上の件の検討を土台として、無料低額診療制度を利用している住民の数や、その薬代負担の額など調査をしてください

※中部のみ⇒①県中部地域では、無料低額診療事業を行っている医療機関がありません。まずは公立病

院において、無料低額診療事業などの低所得者向けの負担低減制度を検討・実施するよう、県に働きかけてください。

(地域医療について)

- ①厚生労働省が公的病院の統合・再編リストを発表しましたが、自治体からの反対を受けても、リストも方針も撤回していません。画一的な価値基準で、医療活動の縮小を求める姿勢は正すよう求めてください。
- ②コロナの影響で経営が厳しくなっている医療機関への支援を国に求めるとともに、医療機関の減収の状況を把握し、独自の支援策もご検討ください。
- ③「誰でもどこでも PCR 検査」の体制を構築してください

(国への意見)

75歳以上の医療費窓口負担2割化を中止するよう、国に要請して下さい

2. 介護保障・高齢者支援について

- ①高齢者の負担能力を超えている介護保険料を抑制してください。国に財政負担を求めつつ、介護保険料の引き下げを実現してください。
- ②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ③今年8月 1 日から補給給付が見直され、負担増の影響を受ける施設利用者が必要な介護サービスの利用を控えるといった事象が起きる可能性があります。貴自治体内で影響を受けた(負担増になった)住民の人数と負担増の総額を教えてください。それに基づき、必要な独自支援策を検討してください。
- ④新型コロナの影響を受けて、運営や経営に困難をきたしている介護事業所の状況をつかみ、必要な支援を行ってください。
- ⑤免許を返納する高齢者などの「足」を保障し、閉じこもりにならない手立てを打ってください。
- ⑥中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器の購入に対する助成制度を実施してください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等について

- ①税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)徴収の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用を活用してください。

※中部と県向け⇒ ②滞納整理機構は解散してください。

4. 生活保護制度など低所得者施策について

- ①生活保護の相談・申請には、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づき、生活に困窮している人が気兼ねなく生活保護が受けられるように広報・周知し、適用してください。「申請書を渡さない」「就労支援を理由に生活保護の利用から論点をそらす」など、住人を追い返す、いわゆる「水際作戦」は行わないでください。
- ②自動車保有や持ち家があるなどの相談者にも、状況をききとり、丁寧な説明と柔軟な対応をお願いします。
- ③コロナ禍において厚労省から求められている「弾力的な運用」の内容を周知し、実施してください。
- ④厚労省はこのたび「扶養照会」について、拒否する者の意向の尊重と、扶養照会を行うのは「扶養が期待できる場合」のみに限ることと、「問答集」で示しました。この内容の住民への周知と、窓口においてはこれに沿った運用をお願いします。
- ⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。
- ⑥冬季加算引き下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当などを新設してください。
- ⑦生活保護利用者のエアコン設置の現状把握と、エアコンのない低所得者への独自支援策を検討してください。

※鳥取市限定⇒生活保護利用者がフードバンクを利用した際、収入認定しないようにして下さい。

(国に対する意見、要望について)

- ① 2018年6月に厚労省が通知した、エアコンの取り付けへの補助の対象者を拡大してください。

5. 子育て・進学支援などについて

- ①学校給食の家庭負担への直接補助を拡充してください。コロナ禍のもと、ことしは特に必要になっています。
- ②子どもの医療費助成に関わって、通院・入院の窓口負担をなくし、完全無料化してください。
- ③コロナ下で、女性の貧困問題が深刻化しています。生理用品が買えない、或いは節約せざるを得ないという問題は、女性の健康にとって深刻な問題です。毎年、生理用品の予算措置をして、小中学校のトイレや公的施設のトイレに配備してください。
- ④質の高い保育を格差なく保障するために、保育士・学童指導員の配置基準と施設に関わる面積基準を抜本的に見直し改善してください。そして、処遇改善を行い、職員を増員してください。
- ⑤コロナ禍のなか、日々の保育で精神的に追い詰められている保育関係者・学童指導員に「慰労給付金」を支給してください。
- ⑥(自治体に応じ)学費負担がネックで進学困難な若者が出ないように、独自の奨学金制度を創設してください。

(国への意見)

- ④⑤の内容を、各自治体から、国に強く要望してください。

6. 商工施策

- ①新型コロナの影響を大きく受けている分野です。さらなる支援策を打ち、廃業を防いでください。

7. マイナンバーカードについて

- ①マイナンバーカードによるポイント還元の実施や、健康保険証機能の付与などが予定されていますが、国による個人情報の管理や営利企業の利益のための情報提供、社会保障個人会計など、住民のプライバシー権を侵害する危険性があります。健康保険証化で事実上義務化につながりかねません。国に対し、マイナンバー制度の中止、廃止を要望し、利用拡大に反対してください。

8. その他、国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

- ①マクロ経済スライドによる年金切り下げ中止。全世代が安心できる年金制度の構築を求めるとともに、最低保障年金制度を創設すること。年金の毎月支給を実施すること。
- ②コロナの影響を大きく受ける住民の生活を支援するために、消費税を5%に引き下げること。
- ③新型コロナ禍による米危機の改善のために、次の施策を求めます。
 - a) コロナ禍で生じた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして、市場から隔離し、需給環境を改善するとともに、生産者米価下落に歯止めをかけること。
 - b) コロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食糧支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること
 - c) 国内消費に必要な外国産米(ミニマムアクセス米)は、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上

※倉吉市に対しては、以下のような大項目を2つ加えて、障害者の相談事業に関わる要請を入れますので、大きな項目は、10までとなります

6. 障がい者施策について

- ①支援の諸制度につながらず、障害を抱えて地域で過ごしている市民がいます。行政の相談窓口の強化や民間・市民との連携を重視するとともに、そうした人たちの地域での居場所づくりを積極的に行ってください。
- ②支援活動に従事する事業所の活動援助に関わる施策を検討してください

8. 水道事業の民間委託について

- ①来年度から、水道事業が民間委託されることに関して、水道水は電気やガスなどのライフラインの中でも最も重要な存在で、「安全で安価で常に手に入る水」の提供は、暮らしに欠かせないものです。民間委

託によるリスクを慎重に検証し、中止を含めた見直しも検討してください。
並行して、サービスへの影響を懸念する市民への十分な説明や意見聴取の場をもうけてください。